

## 第3回 千葉東沿岸海岸保全基本計画検討会

---

### ～前回(第2回)検討会での意見について～

千葉県

令和6年 9月 17日(火)

## 前回(第2回・R5.5.30)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
1	気候変動を考慮した設計津波水位(案)について	背面の浸水許容(地盤沈下)	C委員 背後地の浸水が保安林内にとどまる場合と住宅地まで広がる場合は区別するとあるが、長生や一宮では保安林の地盤沈下が進むため、今の地盤高で許容できるからといって数十年後も大丈夫だとはいえない。長期的に見たときの対応はどのように考えているのか。	環境部局で天然ガスを扱う企業と細目協定を締結して、5年間で地盤沈下量3cmという協定を結んでいる。砂浜の沈下傾向については、海岸線により近い地点で基準点を設けて観測を行っている。観測結果を基に5年～10年などの沈下傾向を確認しながら、必要に応じて海岸保全基本計画(今回の計画の高さ)についても見直しを含めた検討をしていこうと考えている。	—
2		背後地形	C委員 地域海岸②の超過区間C(君ヶ浜)を見ると、ちょうど津波高がピークになる箇所、切通しのように細くて地盤高の低い土地が住宅地までつながっており、河川のように津波が攻めあがる可能性がある。 計算結果による津波高だけではなく、背後の地形によって住宅地まで津波が到達する危険性について、それぞれの場所で配慮をお願いしたい。	現地の状況を十分確認した上で、詳細な整備・設計について対応していきたい。	—
3		背面の浸水許容(保安林)	E委員 地域海岸⑦の超過区間D(山武市)において、背後地の浸水が保安林内にとどまるという想定をされているが、保安林の成長度は計算をされているのか。	堤防を越えた津波の超過時間および、保安林内にとどまる津波の体積のみを確認しており、保安林の密集度合い(成長度)については考慮していない。	—

# 前回(第2回・R5.5.30)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)	
4	気候変動を考慮した設計津波水位(案)について	堤防の強靱化	E委員	現在築堤されている堤防は盛土で表面に芝を張った構造となっており、津波の第1波で盛土の堤防は崩れ、第2波・第3波が大きくなる津波の場合はさらに被害が大きくなるのではないかと不安を抱いている。本計画では耐久性の見直しも行ってほしい。また現地の盛土の状況も確認してほしい。	復興事業により盛土による堤防を整備してきたが、最終的にはコンクリートによる被覆を目指している。現地の状況についてはまた改めて確認させていただきたい。	—
5		背面の浸水許容(保安林)	E委員	蓮沼海浜公園の整備計画によって現状の保安林の面積等の状況が変わるのではないか。本計画と蓮沼海浜公園の整備計画の整合性は取れているのか。	同じ県土整備部内の部署が進めている事業であり、本計画との整合性を公園緑地課と協議しながら齟齬がないような形でチェックしていきたい。その結果については山武市と協議をしながら情報を共有していきたい。	—
6		背面の浸水許容(保安林)	A委員	以前現地で保安林を確認した際、塩が付いている箇所は全滅しており、本当の意味で堤防の代わりになるのか、あるいは浸水を防ぐ能力をもっているかは疑問である。住宅から海岸までの間で水量がどのくらいまで滞留できるかという捉え方についてはいいと思うが、面積で捉えるのであれば、拡張できないので、対策として滞留面積を考えるとということも疑問である。	—	津波浸水計算には保安林の浸水低減効果を考慮しているが、津波が保安林を超え、背後地の住宅地まで影響を及ぼす場合は堤防のかさ上げを行うこととしている。
7		背面の浸水許容(保安林)	B委員	保安林の木が生えているところの地盤高や、保安林の中である程度盛土をして少し小高くした箇所があったと思うが、その部分については平面的ではなく立体的な検討をしているのか。	シミュレーションの中では地盤高の高低差を考慮したものになっており、津波が越流した量を保安林の高低差の器の中で抑えきることができれば、それ以上住宅地までたどり着かないだろうという見方をしている。	—

## 前回(第2回・R5.5.30)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)	
8	気候変動を考慮した設計津波水位(案)について	背面の浸水許容(保安林)	B委員	津波が堤防を越えてきたときに流速が上がり滝になってしまうということが東北の震災後に課題として挙げられている。射流になって落ちていくので、背後の木がなぎ倒されてしまう可能性がある。松などの植物により浸水を防ぐことができるケースもある一方で、状況によってはそれが押し流されて民家に入ってしまう流木災害となるケースもある。実際に越流したときに何が起きそうかということ、もう少し緻密に想定するというのが次の段階では必要になると思う。	—	堤防を越えた津波のボリュームが現有保安林内に留まるか否かを確認しており、立木が流されたとしても保安林内で留まることと考える。
9		保安林	C委員	南部は地盤沈下とともに保安林の根が張っている高さまで地下水面上がってくるため、いくら植えても枯れてしまう。弱った松ばかりでは津波を防ぐことができず、盛土をしようにも土が不足している。そういう意味でも保安林の問題は総合的に考えたほうが良い。	—	保安林の地下水が高い地域の植栽については、樹木の成長に必要な盛土を行っており、これに不足する盛土材については、関係機関と調整を行い、必要量の確保に努めている。
10		堤防高の確保	F委員	東京湾平均海面をベースに津波高をシミュレーションしている。海岸の堤防高が東京湾平均海面から何mあるか、そこを常に確保していただけるように進めてほしい。	堤防高については、継続的に観測しながら、所定の高さを確保しているかどうかの確認をしていきたい。	—

## 前回(第2回・R5.5.30)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
11	気候変動を考慮した設計津波水位(案)について	堤防の二重化 F委員	白子町の九十九里有料道路で保安林と海岸線の境にある土手とその内部にある九十九里有料道路が二重の堤防になっている場所がある。堤防が二重構造になっていると非常に住宅地への防御力が上がるであろうと感じているため、一宮町でも長期的な方針として取り組んでほしい。	現時点で実施についての回答はできないが、整備にあたっては二重防護の考えも考慮しながら、現地でよりよい形で対応していきたい。	—
12	気候変動を考慮した設計津波水位(案)について	堤防以外の対策(地域づくり) B委員	今回は堤防高の話をしているが、嵩上げだけでなく内陸側の構造物で高さを確保できるような形で位置や形状、材料を検討するのは重要である。地域づくりのレベルの対応だとは思いますが、積極的に取り組んでほしい。	—	改定する海岸保全基本計画では、必要となる施設防護等の目安高として整理する。実際に施設整備をする際には、海岸づくり会議などを通して地元の意見を踏まえ検討する。
13	気候変動を考慮した高潮の外力条件の設定(案)について	河川の遡上 A委員	高潮・津波を含めて、河川の遡上の検討はどのように織り込んでいくのか。	津波・高潮シミュレーション結果から海岸保全基本計画の中で防護の水準を決めたうえで、河川の遡上についてシミュレーションを行う予定である。完全に海岸側が終わってからではなく、高潮のシミュレーション結果を受けて、同時並行的に河川側の検討を始めていく予定である。	—

# 前回(第2回・R5.5.30)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目		発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
14	気候変動を考慮した高潮の外力条件の設定(案)について	防災計画	清野委員	市町村の方々に、津波・高潮が発生した際に河川まで含めてどのような現象がその地域について起こり得るのかということをご丁寧に伝えたほうがいい。また沿岸部に移住してくる人々の意思決定にも関わると思われるが、津波地域づくりやまちづくりについてはどのように対応しているのか。	津波防災まちづくりに基づくL2津波については既に公表しており、まちづくりと地域防災計画上はこの公表結果を使ってもらい、安全な場所に居住するための情報は提供していく。 一方で今回議論しているのは、あくまで施設整備を行うための防護水準としてのL1津波が将来的にどうなるかという内容であり、計画としてはそれぞれ違うものである。	—
15		市町村の対応	小高委員	もし今回の計算で堤防の高さが足らずに浸水するという結果が出たときに、市町村としてはどう対応すべきなのか。	現在整備中の箇所については基本的に現在の計画高で整備を進めていきたい。ただし、場所によっては今後嵩上げができるような構造にしていくことも検討していきたい。 今後整備予定の箇所、また完成している施設等については、海岸づくり会議などを通して地元の意見を頂いた上でどういう形で対応していくか検討していきたい。	—
16	その他	県民に対する説明	D委員	今はレベル1、レベル2という2段階で防災をすることになっているため、県民の方々にも理解しやすい説明をお願いしたい。堤防の嵩上げができないうちは早めに避難情報を出して人命を救うという、ソフトとハードの組合せによる対応を明確して県民に伝えてほしい。 また津波については計算結果のグラフだけを見ると誤解されやすいので、それが実際にどういった現象なのかを説明をしながら、現象と対応方針の分かりやすいイメージを持って説明してほしい。	—	海岸づくり会議だけでなく、県HPや県民だよりなど、また、地元自治体とも連携し、分かりやすく理解を求める説明に努めていく。